

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市移住定住促進業務委託
担当部・課名	未来創生部政策共創室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
契約金額（税込）	5,989,995円
契約締結日	令和5年3月31日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、関係人口の創出・拡大や移住定住の促進を図るため、都市圏（地方への移住や二地域居住希望者など）に対して、効果的な媒体での広告掲出などに加え、情報発信を行う。また、都市圏で開催の移住相談イベントなどに参加し、移住検討者が本市へ来訪する機会を創出する。価格だけではなく、当該業務を履行する企画力や技術力、遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「阪南市移住定住促進業務委託業者選定委員会設置要綱」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会において、本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び独自性の高い提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ショート動画を活用した観光振興業務委託	
担当部・課名	未来創生部まちの活力創造課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人阪南市観光協会 大阪府阪南市尾崎町2-2-11-201	
契約金額（税込）	2,499,200円	
契約締結日	令和5年3月6日	
契約期間	令和5年3月6日～令和5年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	指名登録6事業者に対し指名競争入札を実施したものの、入札日である2月20日（月）に応札なく不調となった。年度末までの事業実施期間が約1か月となり、再度の入札に付す期間がないことを踏まえ、①観光誘客の観点から地域の実情を十分に把握していること、②撮影先等地域との調整が円滑に行えること、③鉄道など広報先企業との連携が可能であること、④他の観光プロモーションと連携することでシナジー効果が期待できる、（一社）阪南市観光協会に業務請負の可否を確認し、受託できるとの回答を得たため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約を行うもの。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市スマートシティ推進計画策定支援業務委託
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 大阪市中央区今橋4丁目1番1号淀屋橋三井ビルディング
契約金額（税込）	5,940,000円
契約締結日	令和5年3月31日
契約期間	契約締結の日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、価格だけでなく、スマートシティ推進計画を策定するにあたり、今後取り組むべき事業の分野、庁内関連課との共創関係の構築に必要な取組について、適切かつ効果的な実施手法の提案し、支援を実施することができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「阪南市スマートシティ推進計画策定支援業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、ニーズ調査や推進体制の構築支援において優れた提案であることなどが高く評価できるため、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	戸籍総合システム事業に係る賃貸借
担当部・課名	市民部 市民課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士フィルムシステムサービス株式会社 大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
契約金額(税込)	¥20,390,700
契約締結日	令和5年3月1日
契約期間	契約締結日～令和10年8月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>現在の戸籍総合システムは、ソフトウェアを含め富士フィルムシステムサービス株式会社により開発されたものである。</p> <p>戸籍総合システムのリプレースを現行システム業者と異なる他社製品を導入する場合、現行システムの戸籍データを他社製品で使用できるようにするためのデータ変換及び新たなソフトウェアの購入が必要になるとともに、データ変換が正確に行われているかを確認するため、市民課職員による膨大な照合作業が必要となる。</p> <p>また、戸籍法の改正に伴うシステム改修の再設定や、戸籍システムと連動した、コンビニ交付サービス等の再構築の必要性など関連業務への影響も大きい。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士フィルムシステムサービス株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	医療扶助オンライン資格確認に伴う生活保護システム改修業務委託
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約金額（税込）	2,750,000円
契約締結日	令和5年3月10日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本件は、厚生労働省の通知（令和4年8月23日付け事務連絡）により、生活保護受給者が医療機関等を受診した際、マイナンバーカードを用いて資格確認を行う医療扶助オンライン資格確認の導入に対応するため、既存の生活保護システムを改修するものである。</p> <p>現在、本市の生活保護システムは、北日本コンピューターサービス株式会社のシステムを使用している。本件は、既存システムの改修であり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	出産・子育て応援給付金管理機能追加システム改修業務委託
担当部・課名	健康福祉部 健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4丁目2番22号
契約金額（税込）	1,045,000円
契約締結日	令和5年3月1日
契約期間	契約締結日～令和5年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>出産・子育て応援事業については、母子保健事業の一環であり、健康管理システムの母子情報を活用し、管理していく必要がある。健康管理システムは、株式会社南大阪電子計算センターが開発しており、運用及び障害対応を行うにあたっては、本システムの内容、使用方法などについて十分理解し、障害発生時には迅速かつ的確に対応できることが不可欠である。したがって本業務の安定的かつ円滑な運用保守を図るためには、株式会社南大阪電子計算センターと契約する他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託
担当部・課名	生涯学習部学校教育課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社アルティアセントラル 愛知県名古屋市中区栄一丁目29番29号
契約金額（税込）	¥3,073,400
契約締結日	令和5年3月31日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市では、令和2年度より外国人英語指導助手配置事業を実施しており、現在コーディネーター契約している業者との契約が令和5年3月31日をもって契約が終了する。</p> <p>本事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。コーディネーターについては、来日したJET-ALTの生活及び業務のサポートを行っていただく。</p> <p>「外国語指導助手配置事業コーディネーター業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」では、株式会社アルティアセントラルは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社アルティアセントラルと随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	水泳の充実推進事業
担当部・課名	生涯学習部学校教育課・こども未来部こども政策課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 尾崎スイミングスクール 大阪府阪南市尾崎町5丁目31番地18号
契約金額（税込）	¥10,272,768
契約締結日	令和5年 3月 30日
契約期間	契約締結日～令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市では、保育所・幼稚園・小学校・中学校の水泳指導を実施する必要がある、その業務を行っていただく業者を選定することになった。</p> <p>本事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「水泳の充実推進事業業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「水泳の充実推進事業業者選定委員会」では、株式会社 尾崎スイミングスクールは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社 尾崎スイミングスクールと随意契約する。</p>